

## 横浜市新たな劇場整備検討委員会条例

令和元年 6 月 14 日

横浜市条例第 2 号

### (設置)

第 1 条 横浜市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる新たな劇場の整備を検討するため、市長の附属機関として、横浜市新たな劇場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 新たな劇場の整備の検討に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、市長が任命する委員 12 人以内をもって組織する。

2 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員その他これに準ずる委員を置くことができる。

### (委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。